

中期目標

- 法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め、法人に指示し公表
- 中期目標を定めるときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要

中期目標に掲げる事項(法第25条第2項)

- 1 中期目標の期間
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 4 財務内容の改善に関する事項
- 5 その他業務運営に関する重要事項

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期目標骨子について

前文

- 行政的医療の提供等の役割を将来にわたり果たし続けていくとともに、都の医療政策に率先して取り組むことにより、都民の誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京の実現に向けて寄与

第1 中期目標の期間(予定)

- 令和4年7月1日から令和9年3月31日まで

第2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供
 - 行政的医療を独法化後も安定的・継続的に提供
 - 救急医療、周産期医療など高度・専門医療等を提供
 - 全人的な医療を提供する総合診療医を確保・育成、多様な疾患に対応できる総合診療科を充実
- 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応
 - 災害や新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症発生時に、都の方針の下、都や関係機関と連携し求められる医療を確実に提供
- 地域医療の充実への貢献
 - 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進
 - 健康増進・疾病予防に向けた普及啓発を推進
- 安全で安心できる質の高い医療の提供
 - 患者中心の医療や安全で質の高い医療を提供
 - 患者サービスを充実
- 臨床研究・治験の推進
 - 医療の質の向上に向けて臨床研究等を推進

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 効率的・効果的な法人運営体制の構築
 - 独法化のメリットをいかした効率的・効果的な運営体制を構築
 - 継続的な業務改善の取組を推進
- 人材の確保・育成
 - 質の高い医療を提供するために必要な人材の確保・育成の取組を推進
- 効率的・効果的な業務運営
 - 職員の能力を最大限発揮できる環境を整備
 - ライフ・ワーク・バランスや働きやすい職場づくりなどにより働き方改革を推進

第4 財務内容の改善に関する事項

- 財務内容の改善
 - 診療報酬改定に速やかに対応
 - スケールメリットをいかした取組により費用節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 病院運営におけるDXの推進
 - DXの推進によりQOSを一層向上
- 施設・設備の整備
 - 計画的かつ効率的な施設・設備整備を実施
- 適正な業務運営の確立
 - 情報セキュリティの徹底やコンプライアンスを推進